

「足場の組立て等特別教育」のご案内

一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会

(一社)広島建築共同職業訓練協会(広島労働局登録教習機関)は、このたび「足場の組立て等特別教育」を開催します。

平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立て、解体又は変更に係る作業に従事する方を対象とした特別教育の受講が義務づけられました。作業者が教育を受けずに作業した場合、事業主に対して懲役又は罰金(6ヶ月又は50万円以下)が科せられます。また、足場の組立等作業主任者講習を受講する際に、1996年7月1日以降生まれの方は「足場の組立等特別教育」の受講証明が必要です。

修了者には講習終了後に修了証(写真入り)を発行します。



【日時】 2022年11月20日(日) 9:00~16:30

(時間厳守・遅刻者は受講不可)

(昼食時間60分・途中休憩30分含む)

【会場】 草津仮事務所 3F 会議室

(西区草津東1丁目7-32)

- 【免除者】
- ①「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者
 - ②とびに係る1級または2級の技能検定に合格した者
 - ③建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)を修了した者、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練(高等職業訓練)を修了した者等
 - ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

【受講料】 組合員 4,000円 組合員外 5,000円 ※テキスト代、修了証明書代含む。

【定員】 20名(定員になり次第、締切り)

【申込み】 申込書(地連窓口またはHPからダウンロード可)に記入の上、顔写真2枚(縦3.0cm×横2.5cm、裏面に指名記入)と受講料を添えて、11月4日(金)までに所属の地連事務所へ申し込んで下さい。

- 【その他】
- ① 当日欠席・遅刻の場合、受講料の返金は出来ませんので御了承ください。
 - ② 駐車場はありません。近隣の有料駐車場をご利用ください。
 - ③ 組合に加入されていない方(員外)も受講可能です。員外の方は申込時の氏名、生年月日、住所が確認できる書類(免許証、保険証(住所記載があるものに限る)、住民票のいずれか)の写しの提出が必要です。

【振込先】 広島銀行 横川支店 普通 1097491

一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会 会長 原 正

【問い合わせ先】 一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会

〒733-0013 広島市西区横川新町 8-12 TEL 082-292-7798 FAX 082-294-0248

※新型コロナウイルスの感染状況や、受講者が定数に達しない等の理由により、開催が中止になる場合があります。その際は、預かっている受講料は返金いたします。